

5-1.(参考)次期生物多様性国家戦略の検討の経緯

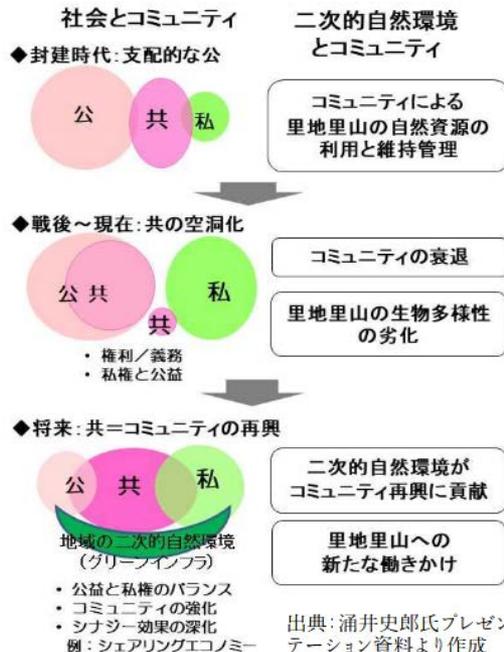
2020年	2020年1月～	次期生物多様性国家戦略研究会（計9回） …主要課題の洗い出しや対応の方向性について検討
	2021年7月	

2. 生物多様性を地域づくりに活用し、地域づくりを生物多様性保全につなげるための方策 (2) 各主体の役割 —市町村、多様な主体の協働、コミュニティなど

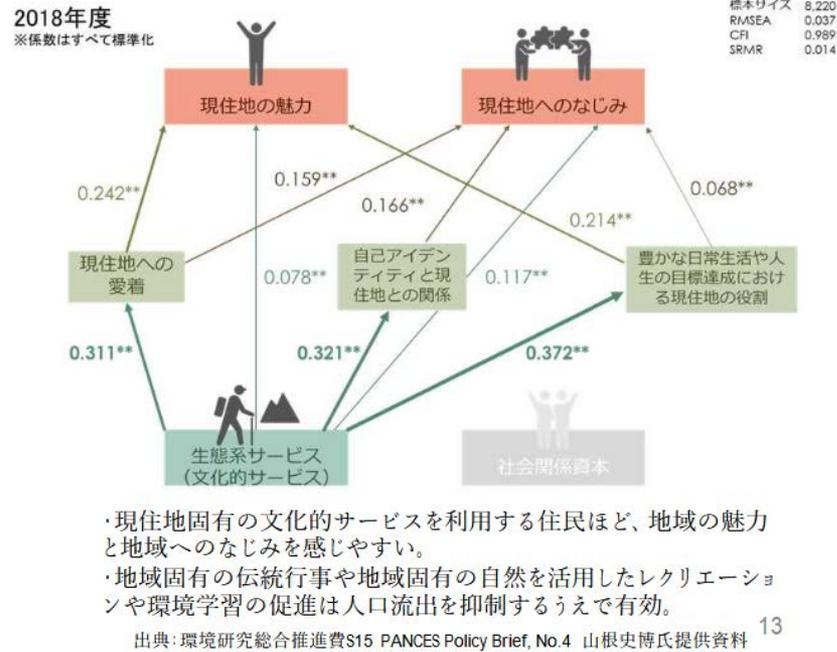
コミュニティと生物多様性の新たな関係

- 地域づくりにおいて「公」と「私」の間にある「共」の主体であるコミュニティの役割が見直されている。
- 維持管理を行う二次的自然環境の存在がコミュニティの再興を促す可能性がある。
- 時代にあった、新しい形の管理のあり方(新たな働きかけ)が問われている。
- 地域固有の文化的サービスは地域への愛着を高め、コミュニティの再興に貢献できる可能性がある。

コミュニティの再興と二次的自然環境



生態系サービスと地域への愛着等



5-2.次期生物多様性国家戦略案の概要

【位置づけ】

- ✓ 新たな世界目標「**昆明・モンリオール生物多様性枠組**」に対応した戦略
- ✓ 2030年**ネイチャーポジティブ**を目指し、**生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）**を守り**活用**するための戦略

【ポイント】

- ✓ 生物多様性損失と気候危機の「**2つの危機**」への**統合的対応**、新型コロナウイルス感染症のパンデミックという危機を踏まえた**社会の根本的変革**を強調
- ✓ **30by30目標**の達成等の取組により**健全な生態系**を確保し、生態系による恵みを維持回復
- ✓ **自然資本を守り活かす社会経済活動**（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブ（自然再興）の駆動力となる取組）の推進

5-3.次期生物多様性国家戦略案の骨格

「2050年自然共生社会」「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）・行動目標（なすべき行動）、個別施策を各行動目標に紐づけることで、**戦略全体を一気通貫**で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理



5つの基本戦略の下に25ある**行動目標**ごとに、関係省庁の**関連する施策**を掲載

基本戦略 1 生態系の健全性の回復

- 状態目標 1 全体として生態系の規模が増加し、質が向上することで健全性が回復している
- 状態目標 2 種レベルでの絶滅リスクが低減している
- 状態目標 3 遺伝的多様性が維持されている
- 行動目標 1 陸域及び海域の30%を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する
- 行動目標 2 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する
- 行動目標 3 汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理と環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を50%削減等）に資する施策を実施する
- 行動目標 4 気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する
- 行動目標 5 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める
- 行動目標 6 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

基本戦略 2 自然を活用した社会課題の解決

- 状態目標 1 国民や地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を発揮できるよう生態系サービスが現状以上に向上している
- 状態目標 2 気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている
- 状態目標 3 野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している
- 行動目標 1 生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する
- 行動目標 2 森里川海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する
- 行動目標 3 気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める
- 行動目標 4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する
- 行動目標 5 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する

基本戦略 3 ネイチャーポジティブ経済の実現

- 状態目標 1 生物多様性の保全に資するESG投融資を推進し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている
- 状態目標 2 事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に進んでいる
- 状態目標 3 持続可能な農林水産業が拡大している
- 行動目標 1 企業による生物多様性への影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する
- 行動目標 2 生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める
- 行動目標 3 遺伝資源の利用に伴うABSを実施する
- 行動目標 4 みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

基本戦略 4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）

- 状態目標 1 教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている
- 状態目標 2 消費行動において、生物多様性への配慮が行われている
- 状態目標 3 自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている
- 行動目標 1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する
- 行動目標 2 日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる
- 行動目標 3 国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す
- 行動目標 4 食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する
- 行動目標 5 伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

基本戦略 5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

- 状態目標 1 生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセクターで利活用されるとともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間スケールで様々な主体の連携が促進されている
- 状態目標 2 世界的な生物多様性保全に係る資金ギャップの改善に向け、生物多様性保全のための資金が確保されている
- 状態目標 3 我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の施策に反映され、生物多様性の保全が進められている
- 行動目標 1 生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する
- 行動目標 2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う
- 行動目標 3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画のもとで統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する
- 行動目標 4 生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う
- 行動目標 5 我が国の知見を活かした国際協力を進める

(参考) 生物多様性国家戦略2012-2020の項目

第1部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略

第4章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針

第2節 基本戦略

- ①生物多様性を社会に浸透させる
- ②地域における人と自然の関係を見直し、再構成する
- ③森・里・川・海のつながりを確保する
- ④地球規模の視野をもって行動する
- ⑤科学的基盤を強化し、政策に結びつける

第2部 愛知目標の達成に向けたロードマップ

国別目標A-1 (「生物多様性の社会における主流化」の達成等)

- 〃 B-1 (自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の顕著な減少等)
- 〃 B-2 (生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施)
- 〃 B-3 (窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物等の保全と生産性の向上、水質と生息環境の維持等)
- 〃 B-4 (外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進等)
- 〃 B-5 (人為的圧力の最小化に向けた取組の推進)
- 〃 C-1 (陸域の17%、海域等の10%の適切な保全・管理)
- 〃 C-2 (絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持等)
- 〃 D-1 (生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の国内外における強化等)
- 〃 D-2 (劣化した生態系の15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献)
- 〃 D-3 (名古屋議定書の締結と国内措置の実施)
- 〃 E-1 (生物多様性国家戦略に基づく施策の推進等)
- 〃 E-2 (伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源の効果的・効率的動員)

第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第1章 国土空間的施策

【広域連携施策】

- 第1節 生態系ネットワーク
- 第2節 重要地域の保全
- 第3節 自然再生
- 第4節 環境影響評価など

【地域空間施策】

- 第5節 森林
- 第6節 田園地域・里地里山
- 第7節 都市
- 第8節 河川・湿原など
- 第9節 沿岸・海洋

第2章 横断的・基盤的施策

【普及と実践】

- 第1節 生物多様性の主流化の推進

【野生生物の保護と管理】

- 第2節 野生生物の適切な保護管理等
- 第3節 外来種等の生態系を攪乱する要因への対応

【持続可能な利用】

- 第4節 農林水産業
- 第5節 エコツーリズム
- 第6節 生物資源の持続可能な利用

【国際的取組】

- 第7節 国際的取組の推進

【科学的基盤の強化】

- 第8節 情報整備・技術開発の推進

【地球温暖化に対する取組】

- 第9節 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進

【統合的取組】

- 第10節 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

第3章 東日本大震災からの復興・再生

- 第1節 東日本大震災からの復興・再生
- 第2節 新たな自然共生社会づくりの取組

5-4. 昆明・モンリオール生物多様性枠組と 次期生物多様性国家戦略の対応関係

基本的に新枠組に対応した構造としているが、次期生物多様性国家戦略では状態目標・行動目標を区別し、効果的・効率的な点検・評価・見直しを可能としている

「昆明・モンリオール生物多様性枠組」

2050年ビジョン『自然と共生する世界』

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2050年ゴールA～D

ほぼ状態目標に対応

2030年ターゲット (T1～T23)

行動目標が多いが、状態目標も混在

「次期生物多様性国家戦略（案）」

2050年ビジョン『自然と共生する社会』

2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現



5つの基本戦略の下に25ある行動目標ごとに、関係省庁の関連する施策を掲載

6-1-1.30by30目標

サーティー バイ サーティー

30 by 30

- 2030年までに陸と海の**30%以上**を（**保護地域**と**OECD**で）保全する**新たな世界目標**



30by30が**重要**と指摘する国内外の**研究報告**

健全な生態系の**回復**、**豊かな恵み**を取り戻す

- 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の**保護地域**を総面積の**33.8%**まで**拡大**が必要
- 日本の**保護地域**を**30%**まで効果的に**拡大**すると生物の**絶滅リスク**が**3割減少**する見込み

様々な効果

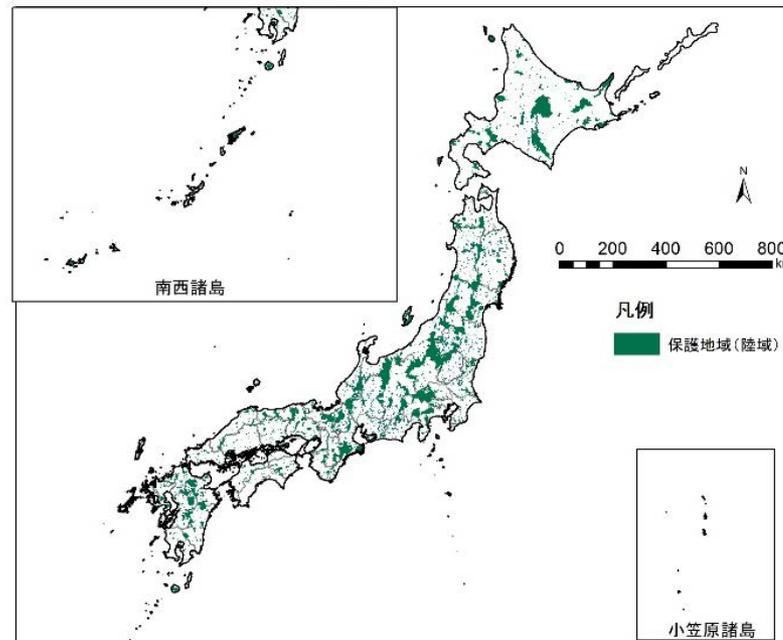
など

- **気候変動**：緩和、適応に貢献
- **災害に強く恵み豊かな自然**：
国土の安全保障の基盤
- **花粉媒介者**：国内で年**3300億円**の**実り**
- **森林の栄養**：**河川を通して**海の生産性を**向上**
- **観光**や**交流人口**の増加などの**地域づくり**

※Other Effective Area-based Conservation Measures

2010年に日本で 生み出された手法 「OECM」

保護地域以外の生物多様性保全に
貢献している場所



- 保護地域以外にも、**里地里山、水源の森、都市の自然**など、様々な場所が**生物多様性の保全**に貢献
- **法令**によって自然が守られる**保護地域**ではなく、**人びとの生業や民間の自発的な取組**によって自然が守られている**地域**のこと

6-2.農林水産省関係の目標・施策

- 1-2 負荷軽減・再生（8）
- 1-3 汚染の削減、外来種による負の影響の防止・削減（16）
- 1-5 野生生物の生息・生育状況改善（1）
- 1-6 遺伝的多様性の保全等（1）
- 2-1 生態系機能の可視化・活用（3）
- 2-2 自然を活かした地域づくり（8）
- 2-3 気候変動緩和・適応への貢献（3）
- 2-5 野生鳥獣との軋轢緩和（6）
- 3-2 生物多様性保全に貢献する技術・サービス（1）
- 3-3 ABS（1）
- 3-4 みどりの食料システム戦略に掲げる基づく化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる（29）**
- 4-2 自然とのふれあい（2）
- 4-3 国民の積極的かつ自主的な行動変容（2）
- 4-4 消費における生物多様性に配慮した選択肢（5）
- 4-5 地域の保全・再生活動（1）
- 5-1 学術研究の推進、基礎調査・モニタリング等の実施（4）
- 5-2 データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供（1）
- 5-5 国際協力（4）

行動目標3-4以外にも多数の行動目標の下で農水省が主担当の施策がある。

※末尾の（ ）は主担当施策

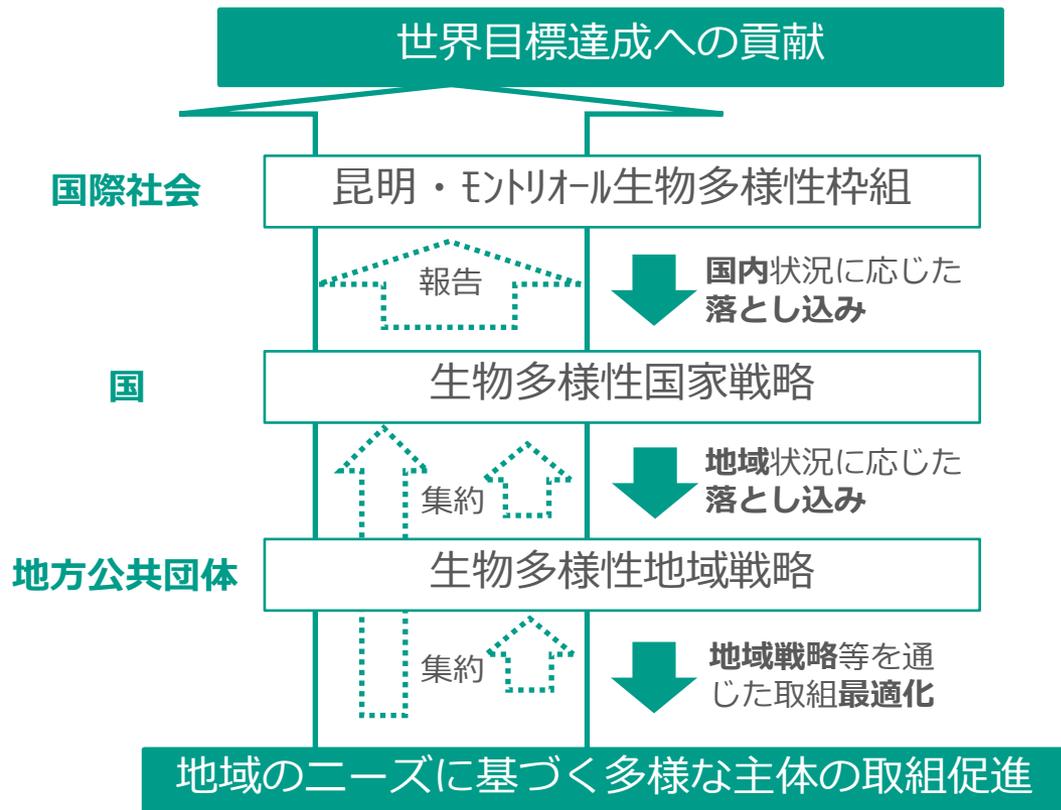
行動計画に位置付けた368施策中、農水省が主担当の施策は91、関係する施策は123。

6-3.次期生物多様性国家戦略を踏まえた地域目標

世界目標から地域まで
整合・一貫した取組が
重要。

地域の生物多様性の特
徴や社会的条件を踏ま
えた独自性が重要。

➡ 国家戦略を踏まえた
地域目標の設定



地方公共団体や企業等が連携して地域の実情に即した取組を進めていただくことが重要

まとめ

- ・次期生物多様性国家戦略（案）は、**昆明・モンリオール生物多様性枠組**に対応したもので、2030年**ネイチャーポジティブ**を目指し、**生物多様性・自然資本を守り活用**するための戦略（**ネイチャーポジティブ**が今後のキーワード）。
- ・進捗状況がより示せるよう、**目標設定**や**構造**は大きく**変更**。
- ・**農林水産業・農林水産省**の取組は極めて重要。
- ・**農林水産省生物多様性戦略**の要素は次期生物多様性国家戦略（案）にしっかりと**反映**されている。
- ・戦略策定後の**実施**→点検評価→**更なる実施**こそが重要。
戦略策定後の**実施**も**連携・補完**し合いながら進めたい。
- ・なお、次期生物多様性国家戦略（案）は、**年度内**の閣議決定を**目指し**て必死で作業中。



ご清聴ありがとうございました



農林水産省生物多様性戦略改定案に対する
パブリックコメントの実施結果

令和 5 年 2 月
大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

1. パブリックコメント期間

令和 5 年 1 月 28 日～令和 5 年 2 月 10 日（14 日間）

2. 意見の件数及び項目別内訳

① 提出者数 15 人（個人、団体等）

② 項目別意見総数 59 件※

※意見総数は同趣旨の意見を集約した値

3. 意見に対する処理結果の概要

① 既に対応しているもの 26 件

② 意見を踏まえて修正するもの 14 件

③ 今後の施策の参考とするもの、その他 19 件

パブリックコメントの概要とご意見に対する考え方(案)

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
5	<p>「考え得る様々な取組を総動員することが必要」を「考え得る様々な取組に生物多様性保全の視点を取り入れて総動員することが必要」とする 理由：生物多様性保全の推進とネイチャー・ポジティブの実現には農村活性化と生物多様性保全施策の連携が必要と考える。</p>	<p>ご指摘の箇所は、その前段において、「生物多様性の保全やそれに伴う多面的な機能を発揮していくため」の行動であると記述しており、原案のままいたします。</p>
6	<p>遺伝子操作体が遺伝子汚染等の生物多様性保全上のリスクを持っていることを明記するため、(農林水産業による負の影響)に「また、遺伝子改変・組み換え作物による農作物や農地・周辺環境への悪影響は海外では多く報告されている。」を追記すべき。</p>	<p>ご指摘の箇所は、外来の作物等による自然生態系への影響に関する記述であるため、原案のままいたします。 なお、遺伝子組換え農作物等については、4.(2)に記載しております。</p>
6	<p>農林水産業による負の影響に「日本全体の生物多様性及び生態系サービスの総合評価(JBO3; 環境省2021)の結果から、農地生態系における生物多様性の状態は、1950年代後半から現在においても損失傾向にあり、長期的には悪化する傾向で推移している。」を追記する。</p>	<p>ご指摘にある農地における生物多様性の損失については本文に記載しておりますが、ご意見を踏まえ、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価(JBO3)」を参照文献として追記いたします。</p>
6	<p>「農林水産業が生態系に与える正の影響を伸ばしていくとともに負の影響を低減し、環境と経済の好循環を生み出していく」に「するとともに、自然環境の再生を図り」を挿入し「農林水産業が生態系に与える正の影響を伸ばしていくためには負の影響を低減するとともに自然環境の再生を図り、環境と経済の好循環を生み出していく」 理由：ネイチャー・ポジティブの実現のためには自然・生物多様性の再生が不可欠であるので明記する。</p>	<p>ご指摘の箇所は、農林水産業の正と負の影響に着目した記述ですが、ご指摘の自然環境の再生を図る旨については、Ⅲ2(2)でネイチャー・ポジティブについて言及するなど全体として取り入れておりますので、原案のままいたします。</p>
8	<p>農林水産業は様々な生物と密接に関係していますが、生物は農林水産業がなくても独自に生息、繁殖しますし、農林水産業が生物に負の影響も与えることがあります。そのため、「農林水産業を通じて様々な生きものを育むことで」という書き方は間違いではないものの正確ではないと考えます。そこで、「農林水産業は、環境と調和を取りながら事業活動を行なうことで」など、書き方に工夫が必要と考えます。 同様に、(1)の本文5行目の「生物多様性を保全し」も「生物多様性の保全にも貢献し」といった書きぶりが良いと考えます。</p>	<p>ご指摘の箇所は、農林水産業が生物多様性に対して有する正と負の影響の双方があることを示したものであり、原案のままいたします。</p>
8	<p>「我が国の農山漁村における豊かな生物多様性と生態系サービスを保全する。」に「生物種が存在する質の高い」を挿入し「我が国の農山漁村における豊かな生物種が存在する質の高い生物多様性と生態系サービスを保全する。」 理由：望ましい「生態系サービス」の形容としては「豊かな」より「質の高い」が適切と考える。</p>	<p>「豊かな」には、生物種の数のみならず、質の高さなどの多種多様な概念が含まれていますので、原案のままいたします。</p>
8	<p>農林水産業が生物多様性に正と負の双方の影響を与えるのは戦略に書かれており高く評価するところでございますが、このタイトルにも明記すべきであると考えます。案として「農林水産業による地球環境への影響を低減し保全へ貢献する」が良いと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p>

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
10	17行目の後に「政策の実施にあたっては、生物多様性の負荷について、実施前のアセスメント、実施中・後のモニタリングと検証を行い、政策・施策を修正するPDCAサイクルを確立する。」を追記する 理由：政策手法のグリーン化には、政策・施策による負の影響の有無・程度の検証を行う、修正するためのPDCAサイクルが不可欠であることを明記しておく必要がある。 (2件)	生物多様性に限らず、各施策の推進に当たっては、事業評価、政策評価において、政策効果を把握するとともに、政策の必要性・効率性・有効性等を評価し、見直しや改善を図ることとしておりますので、原案のままいたします。
10	GBFターゲットの中でターゲット18と19に関しては言及がない。農林水産省でも基本方針(5)政策手法をグリーン化するにおいて、適宜検討すべきではないか。 理由：GBFターゲット18並びに19に関しては、目標数値が高いため、各省がしっかりと対策をとっていきべきである。農林水産省主導で実施している補助金は多数存在し、主管庁とも連携しながらそれらの見直しをするなどの施策を講じるべきである。	本戦略では、テーマ別方針において記載された具体的な施策について、対応する昆明・モントリオール生物多様性枠組の関連ターゲットを記載しておりますが、ターゲット18とターゲット19はこれらの個別の施策に対応したものではないため、原案のままいたします。
10	「(5)政策手法をグリーン化する」に、みどりの食料システム戦略にP4-5に記載されている、下記の事項を追記すべきである。 「パリ協定やポスト2020生物多様性枠組への貢献を踏まえた、政策のグリーン化と、補助金の拡充、環境負荷軽減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図る。」	ご指摘の内容については、みどりの食料システム戦略の記載を踏まえ、本戦略の各箇所に記載をしているところです。そのため、原案のままいたします。
16	みどりの食料システム戦略における化学農薬使用量(リスク換算)の低減目標について、殺虫剤や除草剤が化学農薬に含まれること、生物種へのリスクを低減していくことを明確にすべき。 また、生態系への悪影響が少ない新規農薬等の開発を明記すべき。 (3件)	化学農薬には殺虫剤や殺菌剤、除草剤などが含まれることが広く知られておりますので、原案のとおりいたします。また、一般的に化学農薬は、主に自然界にはない化学物質を原料とし、何らかの形で環境負荷となりうることから、みどりの食料システム戦略においては、従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発等により、化学農薬の使用によるリスクを低減する目標を掲げました。この目標は特定の生物種や生態系へのリスク・影響に限定されたものではないため、原案のままいたします。
16	施策一覧には、目標として「2030年までに10%減」が表記されているが、本文中には説明がないので、2050年目標との関係とともに説明が必要と考える。化学肥料についても同様に目標値の説明が必要。	本文では、おおむね今後10年間を見通した上での課題や施策の方向性を明らかにするとともに、今後5年間程度における具体的な施策を示しております。施策一覧は、当面の施策や直近の目標値を一覧化したものであり、各目標値等を本文には記載していないため、原案のままいたします。
16	農薬の登録に当たっての審査において、影響を検証する対象の種を広げていくことを記載すべき。	農薬の登録に当たって、生活環境動植物等への影響評価は環境省が行っておりますので、頂いた御意見は環境省にも共有させていただきます。
17	有機農業の推進を強く進めてください。	引き続き有機農業の推進を進めてまいります。

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
18	「水と生態系のネットワーク」は、論理的に適切な表現と言えないので、「生態系ネットワーク」という表現に修正する。関係府省の密接な連携推進のためにも、政府として用語を統一する。	ご意見を踏まえ、当該箇所の一連の表現を修正いたします。
18	渡り鳥の生息環境維持のために農村環境を保全するとありますが、生息に適した環境でなければ将来にわたって維持することはできません。「水田などの農村の環境を保全することが重要」は「水田などの農村の環境を適切に保全することが重要」とした方が良いと考えです。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「水田などの農村の環境を適切に保全することが重要」
18	水と生態系のネットワーク確保については、連結性のみに焦点を絞らず、サイトにおける生物相の状況に応じて適切な処置・工法を検討・選択するべきである。農業インフラの整備における生物多様性保全の主流化に向けて、下記事業における生物多様性毀損リスクを分析し、生物多様性に配慮した整備工法に関する記載を充実させるべきである。 多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、農業農村整備事業、水利施設等保全高度化事業(水利用調整事業)	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「具体的には、ほ場整備事業などの基盤整備において、水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワーク保全のため、地域全体を視野に入れて、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、その生活史・移動経路に着目・配慮した魚道やビオトープなどの生態系配慮施設の整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進する。」
19	水田、水路等の環境変化は生物に大きな影響を与える場合があることから、「生物多様性に配慮する視点が重要である」のはその通りですが、もう一步踏み込んで、「生物多様性に配慮することとする」とすべきであると考えます。	ご意見を踏まえ、「生物多様性に配慮する」ことが重要である。」に修正いたします。
19	地域固有の生態系に即した保全対象種を設定した活動をするには賛成しますが、対象種の選定の際には「地域の生物多様性保全を目的に」地域固有の生態系に即した保全対象種を選定する必要があります。	ご指摘の箇所は、生態系ネットワークの保全のため、施設整備において地域固有の生態系を考慮することについて記載しており、ご意見の主旨は含まれていることから、原案のままとします。
19	畜産の問題(水の大量使用、森林破壊、CO2排出他)の解決に向け、研究されている方法は、昆虫食、植物肉、ゲップを減らす方法、家畜改良などです。 長年、研究や技術開発をもっていますが、畜産の問題はいまだ解決されていません。 家畜については、日本、世界の生産量、消費量、輸出量など取引量は基本的に右肩上がりが増えていきます。 食糧不足、タンパク質不足を補うためというだけではなく、地球環境を守るために、ゲップを減らす研究などではなく、根本的に、世界全体として、日本全体として、家畜の数を減らす数値目標を立て、野菜、果物、植物工場、代替肉、新たな人工タンパクの研究等の割合を増やし、畜肉はこれ以上増やさないという目標を掲げていただきたいです。	畜産業は飼料・家畜・堆肥という循環サイクルの形成や農村の維持・活性化等にも貢献する国民経済に不可欠な産業です。畜産業を持続的な産業とするために、「みどりの食料システム戦略」等に沿って、温室効果ガス排出を抑制する飼料等の開発や利用のほか、飼養管理の改善、堆肥の循環利用システムの構築、国産飼料の生産や利用拡大などを推進していきます。 なお、農林水産省では需要に応じた畜産物の生産目標を設定しており、概ね5年毎に見直しを行っています。引き続き需要に応じた畜産物生産を推進していきます。

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
20	都市農業の推進において、以下を追記する。 「都市農業における水とみどりの空間、特に水田は温暖化による都会のヒートアイランド現象の緩和に役立つ。」	ご意見のとおり、都市農地はヒートアイランド現象の緩和機能を有していることから、以下のとおり修正いたします。 ⑤都市農業の推進【ターゲット12】 都市とその周辺地域の農業は、都市住民に新鮮な農作物を供給するだけでなく、水や緑、自然空間の提供により環境や景観を維持し、ゆとりやうるおいを提供する役割や、子どもから大人まで市民農園として農業体験ができる空間や身近に生きものやふれあえる空間を提供する役割、災害に備えたオープンスペースを確保する役割のほか、都市の緑として、ヒートアイランド現象の緩和、雨水の保水、地下水の涵養、生物多様性を保全する役割などを果たしている。こうした多様な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるような都市農業を推進する。
27	海洋プラスチックゴミ対策の推進について、第二段落の漁具リサイクル技術開発、普及に加え、流出した漁具が生態系に与える影響を軽減するため、漁具の識別(所有者の識別)と流出時の対応と責任についても記載すべきです。	ご意見のとおり、漁具の流出を抑制することも重要と考えており、37ページに「海洋プラスチックごみ問題対策の一環として、漁業に伴って生じる廃棄物の適正処理の徹底のため、漁業者等による漁業系廃棄物の計画的処理を推進する」と記載しております。
31	「海洋環境と隔離された閉鎖循環式陸上養殖の導入により、海洋環境への負荷軽減が可能な養殖の展開を図るとともに、養殖場において、薬剤耐性菌の発生による悪影響を回避するため、事業者が必要な対策を実施するとともに、抗菌剤に頼らない持続的な養殖生産体制を推進する。」の記述について。 1)現在の記述では、閉鎖循環式陸上養殖を行うことによって問題が解決するように読める。しかし、閉鎖循環式陸上養殖の場合でも、河川等への排水による汚染が懸念される。また、地下水の汲み上げなどによる地盤沈下や地下水位の低下など、環境への悪影響も懸念される。これらの問題点を記述しておくべきである。 2)閉鎖循環式陸上養殖施設が、災害等により破損し、養殖魚等が環境中に放出されることが懸念される。この点についても留意すべきである。	閉鎖循環式陸上養殖等の新たな養殖方法を取り入れた陸上養殖については、「内水面漁業の振興に関する法律」(平成26年法律第103号)に基づく届出養殖業に規定することとしており、養殖場の所在地や養殖方法などの実態を把握することにより、陸上養殖の持続的かつ健全な発展に努めていくこととしています。
31	近年、鮮魚売り場で「養殖」の魚が増えていることに気がついてから、安全性が気になって、天然の魚を選ぶようになりました。 養殖は、海であれ、陸であれ、自然環境を汚染します。薬をつかうより天然の魚の住み心地を考えてエンカルの政策を練るべきです。	養殖については、「持続的養殖生産確保法」(平成11年法律第51号)に基づき、養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置を講ずることにより、持続的な養殖生産の確保を図っております。

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
32	<p>1. 鳥獣被害の軽減及び里地里山の整備・保全の推進 鳥獣被害の軽減には、野生動物の住み家と人の生活圏の境界である里山の整備が重要なので、農地に隣接した緩衝地帯の整備による生息環境管理と防護柵の設置を重点的に行ってください。それを実施してもなお被害が防げなかった場合にのみ、鳥獣の生息密度を適正に保つための個体数整備を行うことを明記ください。また、状態目標または行動目標に、生息環境整備および防護柵の設置を設定ください。</p> <p>捕獲鳥獣の食肉等としての利活用は、獣害対策の本筋ではありません。獣害対策を行う(殺す)なら、食肉等に活用すべきだという風潮を危惧しています。殺した鳥獣を利活用しないのは、目的が獣害対策だからです。獣害対策は猟ではありません。獣害対策と食肉等の利活用は切り離して考えるべきです。獣害対策を行ったうえで余力があるなら利活用を行うのは望ましいですが、利活用に費用や人材などのリソースが奪われて、本来の対策ができないようでは本末転倒です。何を優先すべきか、きちんと明記してください。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>P33 第1段落 野生動物は基本的に臆病で人をおそれる生きものであり、農地に接する藪(やぶ)などを隠れ場所として農地に侵入する。鳥獣被害を防止するには、人と野生動物が適度な距離を保ち、適切な関係が構築できるような生息環境管理を行うことが重要である。このため、対策を行う際には、被害防除や個体数調整と併せて総合的に取り組む必要がある。</p> <p>P33 第3段落 特に、近年、増えすぎたイノシシ、シカなどの野生動物による農林業に対する被害は深刻化し、生物多様性保全の脅威ともなっており、個体数調整を実効あるものにするために、鳥獣被害対策実施隊の設置推進等による捕獲の担い手の育成・確保や、活動支援による捕獲体制の強化、各都道府県、市町村が連携して取り組む広域捕獲、ICT等新技術を活用した対策の推進、野生動物管理等の専門的知見を有する人材の育成、など被害の広域化・深刻化に対応した対策の充実・強化を図る。併せて、捕獲した鳥獣について地域の資源として有効活用するよう、焼却処分施設の整備、販路開拓や商品開発等による捕獲鳥獣の食肉等としての適正な利活用の促進、捕獲者や処理加工施設に従事する者の人材育成などを推進する。</p>
33	<p>2. 野生鳥獣による森林被害対策の推進 シカ等による下層植生の食害・踏みつけは、地域の生物多様性を著しく低下させている危機的状況です。国有林の針葉樹を広葉樹に変換する面積等を目標に設定ください。広葉樹への変更の際には、シカの餌場とならないよう対策してください。</p>	<p>林野庁においては、「森林・林業基本計画」や「国有林野の管理経営に関する基本計画」に基づき、自然環境の保全等の公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、自然条件等に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導するなど、適切かつ効率的な国有林野の管理経営を実施しています。当該戦略案においても、育成単層林を育成複層林へ誘導することを掲げているところです。</p> <p>国有林野においては、今後とも、野生鳥獣被害防止のため、地域の特性に応じて、シカ等の捕獲や被害防除(防護柵の設置等)等の対策を総合的に推進していく考えです。</p>

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
34	<p>3. 野生動物による漁業被害防止対策の推進</p> <p>野生動物による漁業被害を防止するためには、そこに生息している動物の生態を把握することが必須です。個体群管理のための科学的根拠を得るには詳細な調査が必要です。北海道ではトドに加えてアザラシやシャチによる漁業被害も発生しています。野生動物の生態調査のために予算を確保してください。</p> <p>海洋は人間だけのものではありません。人間の経済活動を優先してむやみに野生動物を殺処分することがないように、野生動物の生息地に合わせて禁漁区を設置するなど、人間の経済活動を制限することも議論ください。トドを殺さないと食べられない海産物ならいりません。</p>	<p>漁業に被害を及ぼす野生動物については、これまで有害生物漁業被害防止総合対策事業により対象となる野生動物の生態調査等を実施して適正な管理に向けた科学的な情報及びデータ収集に努めております。また、トドに関しても水産庁が策定した「トド管理基本方針」に従って、科学的根拠となる来遊頭数や生態に関する情報及びデータに基づき漁業被害の低減に資する捕獲頭数を定めた上でトドの適正な個体数管理を実施するための取組みを行っています。なお、水産庁は、令和6年度に現行の「トド管理基本方針」を見直すこととしており、次期基本方針の策定のため、学識経験者、行政等が一体となり「トド管理検討会」を設置し、科学的な根拠に基づく適正なトドの個体数管理に向けた検討を行っているところです。</p>
34	<p>3. 野生生物による漁業被害防止対策の推進</p> <p>カワウへの対策の実施はやむを得ないと考えますが、その効果測定を行なうことと、カワウの個体数モニタリングと将来の個体数予測を行い、個体群の維持に影響がないように配慮することも必要ですので、その旨を記載する必要があります。</p>	<p>内水面水産資源に被害を与えるカワウの個体数管理については、引き続き環境省と連携し、継続的なモニタリングと個体群の評価を行います。</p>
35	<p>水産業への被害等の防止について、外来種に頼らない生業のあり方検討に賛成しますが、本文6行目を「当該湖沼においては逸出に注意するとともに、関係機関と協力して」検討を進め、検討中に周辺流域に影響を与えないように配慮する必要があります。</p>	<p>オオクチバスの第五種共同漁業権の対象となっている湖沼については、逸出しないよう十分な対策を講じていることを確認した上で飼養等の許可を行っております。引き続き、環境省と連携し、逸出対策が十分であることの確認を行いつつ、オオクチバスに頼らない生業のあり方の検討を進めてまいります。</p>
35	<p>農林水産業に利用されている外来生物の定着等の防止について、取組内容には賛同しますが、外来生物利用の利点と問題点について広く伝える取組を行なうことも記載してください。</p>	<p>「④外来生物の定着等の防止」において、外来生物対策は、そこに携わる多様な主体の連携が重要であることから、「生態系被害防止外来種リスト」等を活用し、関係省庁、地方自治体、事業者、NPO、国民等の様々な主体に対し、外来種についての関心と理解を高め、適切な行動を呼びかけることを記載しています。</p>

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
36	<p>食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達について、具体的に企業に対して何を求め、農林水産省としてどうサポートするつもりなのかが不明確である。持続可能な調達には、原材料の生産現場(農園など)までのトレーサビリティ確保が必要不可欠であるものの、国レベルまでしか追えていない原材料がたくさんある。まずはトレーサビリティを確保しなければ2030年までに、持続可能な調達を達成することは到底不可能と考える。</p>	<p>農林水産省は、「みどりの食料システム戦略」において、「2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す」としております。食品企業の輸入原材料に係る持続可能性の配慮については、扱う原材料の種類や輸入先、企業の業態等により配慮すべき点が異なることから、具体的な取組については、各企業の判断によって行っていただきたいと考えております。トレーサビリティの確保は重要であると認識しており、例えばカカオ豆等については、実態調査を行うとともに、カカオ豆については主要輸入先であるガーナの組織と連携し、トレーサビリティ及び持続可能性の確保のための取組を行っております。</p>
36	<p>食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達について、具体的な取組みとして、下記情報を具体的に盛り込むべきである。</p> <p>(1)農林水産省は、気候変動下での食料供給網のレジリエンスを高めるため、食品・飲料企業の原材料調達地において、水リスクの低減の目標が達成するよう支援する。</p> <p>(2)2030年までの全体的な目標として、「日本の生鮮食品の50%を持続可能な水利用管理を行う地域から調達する」という目標とする。</p>	<p>食品企業の輸入原材料に係る持続可能性の配慮については、扱う原材料の種類やその業態等により配慮すべき点が異なることから、各企業の判断により取組をしていただきたいと考えております。御指摘の点につきましては、「みどりの食料システム戦略」において設定されている目標であり、今回修正することはいたしません、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
37	<p>第3段落の二行目について、問題の解決にはまずプラスチック使用量の削減が必須ですので、削減を他にもまして注力するため、「ワンウェイプラスチックの使用料の削減をまず推し進め、加えて小売等の排出事業者による」各種の取組を推進するという書き方が必要と考えます。</p>	<p>第2段落に記載しているプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、回避可能なプラスチックの使用は合理化した上で、必要不可欠な使用については再生素材や再生可能資源に適切に切り替え、徹底したリサイクルを実施し、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー回収利用を図ることで、プラスチック資源循環を促進することとしており、ご趣旨の点は、第2段落、3段落の記載に含まれております。</p>
39	<p>有機農業が地域の生物多様性にどのように貢献したか効果を測定して伝える取組を加える必要があります。この時、圃場だけではなく、水路や周辺林など地域全体の生物多様性への効果を伝える必要があります。</p>	<p>環境保全型農業直接支払交付金では、有機農業が地域の生物多様性に対してどの程度貢献しているか評価しており、その評価結果について、広く周知をしております。</p>
44	<p>第3段落に地域や企業、NPO等との連携について触れられていますので、30by30を活用し、など実施の方法についても触れていただきたいと考えます。</p>	<p>実施の方法について、関連施策一覧(P68)に関連施策の内容、事業名等を記載しています。</p>

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
18、45	「水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進【ターゲット11】」、「森里川海を通じた生物多様性保全の推進【ターゲット10、11、12】」は、いずれもターゲット2(劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く)、「ターゲット3(陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全(30by30目標))」にも大きく貢献するものです。ターゲット2、3を加える必要があります。	ご指摘のとおり、各施策は様々なターゲットと関連しうるところ、関連するターゲットの記載については、最も関係が深いと思われるものを付記していることから、原案のままいたします。
45	第4段落の2行目に生きもの調査に触れられていますが、一般参加による調査はもちろん、専門家による調査も重要ですので、科学的な評価も行うことを記載してください。	基盤整備等事業を実施する際には、専門家による調査が行われていることから、ご意見を踏まえ、「このため、地域での合意形成を図りつつ、 <u>専門家の意見を踏まえて</u> 生物多様性保全に即した基盤整備を推進するとともに、」に修正いたします。
46	「生態系を活用した防災・減災の推進」の部分に「排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組等により農業・農村の強靱化を推進する」とありますが、「排水施設整備」は、従来型の対策に属します。逆に、生態系を活用した防災・減災の考えに合致する「田んぼダム」が本文中に示されず、本文の後に設けられたコラムで言及されるにとどまっています。「排水施設整備」を削除し、「田んぼダムを含む流水治水の取組等」というように「田んぼダム」を本文中に明示する必要があります。	ご意見を踏まえ、「…必要不可欠であり、頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や「 <u>田んぼダム</u> 」などの流域治水の取組等により農業・農村の強靱化を推進する。」に修正いたします。
46	生態系を活用した防災・減災の推進に以下を追記。「自然の湿地は水害等の自然災害の緩和に役立つ。もともと湿地であった場所を埋め立てて作った農地で、現在耕作が放棄されているような農地は湿地に戻す。」	生態系を活用した防災・減災を推進する上で、農林水産省としては、排水施設整備・ため池対策や「田んぼダム」などの流域治水の取組等により農業・農村の強靱化を推進しているところです。なお、農地については、農業上の利用が行われることが基本であるとの考えの下、農業生産利用に向けた努力を払ってもなお農業上の利用が困難である場合には、粗放的な利用等(ビオトープ等)を検討しているところです。

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
47	<p>「遺伝資源が有する、(中略)特性情報やゲノム情報の付与による利用のための調査研究を進めることが不可欠である」のような記載があるのは気がかりです。人工的にゲノム編集をすることは、農薬に限らず、農林水産物全てに使用しないでください。生物の循環を壊すことになりかねません。</p> <p>48、49ページの記述について、専門家の意見は信用が置けません。遺伝子組換えもゲノム編集も全て、自然の摂理に反するものです。一切禁止すべきです。</p>	<p>遺伝子組換え生物等は、野生生物との交雑等を通じて我が国の生物多様性に影響を与える可能性があるため、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき、生物多様性への影響等を科学的に評価し、我が国の生物多様性に影響を与えないことが確認されたもののみ、栽培や流通等が認められる仕組みを導入しております。</p> <p>また、遺伝子組換え生物等に該当しないゲノム編集農林水産物等については、その生産・流通に先立ち、生物多様性への影響について、当該生物等に係る生物多様性影響に関し知見のある専門家(開発者と利害関係のない者。)の意見を伺いながら、農林水産省が問題がないことを確認した上で、開発者から情報提供を受け付け、農林水産省 Web サイトで公開しています。</p>
48	<p>遺伝子組換え農作物の栽培面積について、「栽培面積は年々増加している」とあるが、ISAAAの報告では2018年がピークであり、2019年には栽培面積は減少している。2020年以降の栽培面積については公開されていない。したがって「栽培面積は年々増加している」部分を削除すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「その栽培面積は増加傾向にある。」と修正いたします。</p>
49	<p>ゲノム編集生物についても、遺伝子組み換え作物と同様の配慮が必要です。</p>	<p>遺伝子組換え生物等に該当しないゲノム編集農林水産物等について、生物多様性の確保の観点から確認するに当たっては、当該生物を使用した場合に生物多様性影響が生ずる可能性に関する考察を求めており、具体的には、「競合における優位性」「捕食性又は寄生性」「有害物質の産生性」「交雑性」など、遺伝子組換え生物等における生物多様性影響評価と同様の項目について、確認しています。</p>

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
49	<p>ゲノム編集農作物等について、</p> <p>1) 開発者から提供された情報のすべてを公開すべきである。</p> <p>2) 「農林水産省Webサイトで公開する仕組みを構築している。」とあるが、現状では届出は任意であるため、ここでいう「仕組みの構築」は十分なものではない。したがって、「すべてのゲノム編集農作物等について」届出を義務づけるべきである。</p> <p>3) すべてのゲノム編集農作物の届出に際して、遺伝子組換え作物と同等の生物多様性評価を義務づけるべきである。</p>	<p>ゲノム編集技術の利用により得られた生物の取扱いについては、生物多様性への影響の観点から、中央環境審議会の下で専門委員会等において検討が行われ、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうち、細胞外で加工した核酸を移入していない又は移入した核酸又はその複製物が残存していないことが確認されたものは、カルタヘナ法の規制の対象外と整理されたところです。</p> <p>しかしながら、同法の規制の対象外とされた生物についても、ゲノム編集技術の新規性等を考慮し、生物多様性の観点から、使用者等に対し、使用に先立って生物の形質や用途、生物多様性への影響の可能性等について情報提供を求めることにより、国が知見を収集し、作出の経緯を把握することとされたところです。当該検討の結果を踏まえ、遺伝子組換え生物等に該当しないゲノム編集農林水産物等については、その生産・流通に先立ち、生物多様性への影響について、専門家の意見を伺いながら、農林水産省が問題がないことを確認した上で、開発者から情報提供を受け付け、農林水産省 Web サイトで公開しています。なお、情報提供された情報は、企業の知的財産や氏名などの個人情報等に係る情報など、公表された場合に特定の者に不当な利益または不利益をもたらすおそれのある情報は除きます。</p> <p>いただいた御意見については、環境省とも共有させていただきます。</p>
49	<p>ゲノム編集について、下記のように修正すべきである。</p> <p>修正案:「ゲノム編集農作物等の情報提供:ゲノム編集農作物等について、その生産・流通に先立ち、生物多様性への影響について、問題ないことを確認した上で、情報提供を受け付け、すべての情報を公表」</p>	<p>情報提供された情報は、企業の知的財産や氏名などの個人情報等に係る情報など、公表された場合に特定の者に不当な利益または不利益をもたらすおそれのある情報を除き、農林水産省のWebサイトに公表していますので、原案のままとさせていただきます。</p>
50	<p>農業生態系の生物多様性に係る取組の推進の第一段落について、評価を全国レベルで実施し、面的な評価が行われることを期待しています。</p>	<p>生物多様性の評価手法を開発することは重要であり、ご指摘は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
51	<p>見える化の一手法として、51、52ページにブロックチェーンについても触れられています。これはよろしいかと存じます。</p>	<p>「見える化」の手法として情報収集してまいります。</p>
54	<p>農林漁業者について、農林漁業者の皆さんには、それぞれの生業が地域の生物多様性にどのように関わっているのか、正負の効果それぞれを知っていただく機会を提供することを記載してください。また、その効果の程度を自ら把握、評価できるような手法を学ぶ機会の提供についても記載してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「国や地方自治体の各種計画を尊重するとともに、生産活動による生物多様性への影響を理解し、」と修正いたします。</p>

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
55	<p>これまで、地域で連携が求められ、また、シナジー効果(相乗効果)が期待できると考えられる場合であっても、施策が独立で取り組まれ、連携に向けた具体的協議が必ずしも十分に行われてこなかったところがあります。</p> <p>参議院農林水産委員において、「みどりの食料システム法案」に対し、「農林漁業において、多面的機能の発揮の一層の促進を図るため、生態系ネットワークの形成に向けて、農林水産省はもとより関係府省の密接な連携を図るとともに、既存の交付金制度等を通じた農林漁業者等への十分な支援に努めること。」との附帯決議がなされました(参議院農林水産委員会令和4年4月21日)。</p> <p>本改定案「II.現状と課題」等に示されているとおり、農林水産業の基盤であり、社会・経済の土台である生物多様性が、危機的な状態にあります。SDGsの実現、昆明・モントリオール生物多様性枠組で世界が新たに掲げた「2030年ネイチャーポジティブ」、そしてあと20数年しかない「2050年自然共生社会」を実現するため、河川を所管する国土交通省水管理・国土保全局、生物多様性の保全に関することを全般的に所管している環境省を始めとする関係省庁、地方自治体、NPO・NGO等との、地方農政局等の地方組織レベルでの密接な連携の推進をお願いいたします。</p>	<p>ご指摘のとおり、関係省庁間、また地方組織レベルでの連携は大切と考えており、引き続き連携を図ってまいります。</p>
55	<p>政府の部分に以下を追記。 各取り組み主体がこれらの取り組みを持続的に進められるように、資金提供を含めた支援を行う。 理由: 特に環境NGO等は活動のための人的・財政的資源が安定的に確保できることで目標達成に向けた持続可能な活動が行える。</p>	<p>NPO・NGO含め各主体の役割を明確にするとともに、その主体的な行動も促すこととしており、原文のとおりといたします。</p>
56	<p>化学農薬の生物多様性へのリスク評価方法の確立を施策として盛り込むべき。</p>	<p>農薬の登録に当たって、生活環境動植物等への影響評価は環境省が行っておりますので、頂いた御意見は環境省にも共有いたします。</p>
56	<p>化学肥料の低減や有機物の循環利用の事業名等に「家畜排せつ物法」を追記する。 理由: 現行の関連法令</p>	<p>ご指摘いただいた家畜排せつ物法については、「④生物多様性をより重視した畜産業の推進(家畜排せつ物の利活用)の推進」の部分に記載しております。</p>
57	<p>有機農業等の環境負荷の軽減を重視した農業の推進の関連施策の「有機農業実践技術の普及と次世代技術の確立」に「有機農業の環境負荷の検証と影響低減方法の確立」を追加する 理由: 有機農業においても環境負荷は存在し、生物多様性への影響の大きいものもあるので、検証と対策は必要</p>	<p>本項目については、環境負荷の少ない有機農業を普及するために技術の普及などを進めていくという施策を例示しているものであり、細かい技術内容については記載していません。なお、農林水産省では、有機農業の生物多様性保全効果等を評価しており、引き続き、評価結果も踏まえながら、有機農業の推進を進めてまいります。</p>

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
57	<p>生物多様性保全をより重視した農業生産技術の開発・普及に下記を追記する。 関連施策として:自然再生技術の開発と普及 関連施策の内容(目標)として: 農業用水路の魚道設置や小動物の脱出路、江の設置などの生物への影響低減や自然再生技術を開発し普及する 理由:劣化した農地環境においてネイチャー・ポジティブを実現するために必要</p>	<p>環境に配慮した農法の推進について、「冬期湛水や中干しの開始時期を遅らせるなどの水管理技術の情報収集・提供」としており、ご指摘の内容を含むものとなっています。また、「水田や水路、ため池等の水と生態系ネットワークの保全の推進」の項目にもご指摘の内容を含んでおります。</p>
57	<p>スマート農業技術の開発を下記のとおり修正。 ・AI等を用いた早期・高精度な発生予察の確立や効率的かつ生物への影響の少ない農薬散布技術や環境保全に焦点を当てたスマート農業技術の開発等を推進 理由:スマート農業においてもネイチャー・ポジティブの方向性を明記する</p>	<p>当該施策「AI等を用いた早期・高精度な病害虫発生予察による効率的な農薬散布など、環境保全に資するスマート農業技術の開発等」における前半部分については、生物多様性の保全を含む環境保全に資するスマート農業技術の一例を記載しているものですので、原案のままいたします。</p>
57	<p>スマート農業技術の開発に以下を追記。 ・AIを用いた生物との共生技術の開発推進 理由:ネイチャー・ポジティブへの技術開発を行う</p>	<p>当該施策「AI等を用いた早期・高精度な病害虫発生予察による効率的な農薬散布など、環境保全に資するスマート農業技術の開発等」における前半部分については、生物多様性の保全を含む環境保全に資するスマート農業技術の一例を記載しているものですので、原案のままいたします。</p>
18、57	<p>土壌形成には土壌昆虫・無脊椎生物等の土壌生物の役割も大きいので「土壌微生物」を「土壌生物」とする。 本文中の「土着天敵」は「害虫等の捕食者」としてはどうか。</p>	<p>本項に記載の内容は、対象が土壌微生物に限らないことや、手法が土づくりに限らないことから、ご意見も踏まえ、本項と施策一覧のタイトルを「生産力向上と生態系の保全を両立する土づくりや水管理技術の推進」と修正いたします。 また、同様の背景から、本項本文一段落目を「土づくりの後退や過剰な農薬・肥料の使用は、土壌の劣化や地力の低下に加え、地域の生態系の攪乱を招き、持続的な農業生産にも支障をきたすおそれがあるため、土づくりの励行、効率的・効果的な施肥、防除に努め、生物多様性保全をより重視した農業生産を行うことが重要である。」と修正いたします。</p>
57	<p>生産力向上と土壌微生物相の保全を両立する土づくりの推進の内容(目標)の「冬期湛水や中干しの開始時期を遅らせるなどの水管理技術の情報収集・提供」を「冬期湛水や早期湛水、中干しの開始時期を遅らせる、排水栓管理の適正化などの水管理技術の情報収集・提供」とする。 理由:具体例として、早期湛水や冬季の排水栓閉鎖による雨水保持を追記する。早期湛水は、緑肥利用との親和性も高い。 (2件)</p>	<p>本記載内容は環境保全型農業直接支払交付金において支援をしている代表的な水管理技術を記載しています。</p>

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
58	(草地の整備・保全・利用の推進)において、本文P20に循環農法と草地についてのコラムも含めて記述があるので、施策一覧にも内容・目標は記述できないか。 理由: 本文にもあるように畜産業と草地経営は地域の循環農業との関係性を作ることができる。	ご指摘いただいた畜産業と地域の循環農業の関係性については、「④生物多様性をより重視した畜産業の推進(家畜排せつ物の利活用の推進)」の部分に記載しております。 また、公共事業において草地整備と一体となった家畜排せつ物処理施設の整備も支援しているところです。 これらの内容については既に戦略に記載していますので、新たな追記は行いませんが、ご意見として今後の施策の参考にさせていただきます。
62	内水面の保全の推進の関連施策に「流域の水系の連続性の確保」を追記し、内容(目標)に「農業水路も含めた河川流域の水系における魚類等生物の移動確保できる水路構造や堰の管理による漁業資源・生物多様性保全の推進」を追記する。 また、本文 P32(内水面の保全の推進)の節においても、本川と灌漑水路など接続水系との一体的な保全措置が必要なことを記載する。 理由: 河川・湖沼といった内水面の漁業資源・生物多様性保全には河川流域の水系全体の保全が不可欠である	内水面水産資源の生息環境の保全については、内水面漁業の振興に関する法律に基づく内水面漁業の振興に関する基本的な方針に「水田と河川との連続性に配慮した排水路等の整備や、各種技術資料の作成・技術情報の提供を通じた技術的支援を行うこと等により、自然との共生及び環境との調和に配慮する」と記載されております。
72	「ゲノム編集: 狙った遺伝子を意図的に変化させることにより、品種改良のスピードを速めたり、従来では困難であった品種を開発できる育種技術の一つ。」の記述について下記のように修正すべきである。 修正案: 「ゲノム編集: 狙った遺伝子を意図的に変化させる遺伝子操作技術であるが、オフターゲットなど予期せぬ異変を伴う危険性がある。また、いわゆる突然変異では起こりえない、エキソンの削除が行われるなど、従来の育種技術とは異なる技術である。」	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「狙った遺伝子を意図的に変化させることにより、品種改良のスピードを速めたり、従来では困難であった品種を開発できる育種技術の一つ。目的外の遺伝子(オフターゲット)を切断する場合もあることが報告されているが、従来の品種改良でも起こるものであり、また、その可能性は低いことから、万が一、目的以外の遺伝子を切断したとしても、従来の品種改良と同様に目的以外の変異がないものを選抜して利用。」
-	新規に検討された施策がどれかを明示すべき。その上で、それぞれの施策について数値目標を提示すべき。 理由: IV関連施策に示されている130近くの施策のうち、数値目標が記載されているのは4分の1程度にしか過ぎない。関連施策の内容(目標)にある、「推進」「実施」「支援」だけでは見直しの際に適切な評価ができず、達成したかどうかの判断がつきにくい。加えて、GBFの下で検討されているヘッドライン指標と、農林水産省生物多様性戦略におけるの紐づけも必要であり、日本からの国際機関への報告の際、整理がしやすいと思料。	本戦略では、IVにおいて、各推進方向に関連した農林水産省の施策を示しており、その中で、生物多様性に関する成果目標を設定し、昆明・モントリオール生物多様性枠組との対応関係を示すとともに、可能なものについては直近の目標を記載しております。

該当ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
-	<p>都市部に住んでいると気候変動に対して生物多様性の保全の必要性を感じられず、軽視しているのではないかと思います。 企業や行政がさらに発信していく必要があります。 特別区で連携し生物多様性地域戦略を策定することを願います。</p>	<p>ご指摘の自治体間連携は都市部を含め重要であり、「V.実施体制を強化する」において、関係省庁を始め民間企業、地方自治体等の多様な主体が、互いに連携しつつ主体的に行動することを促すために求められる役割を記載しており、地方自治体の取組についても、「関係する自治体同士で役割を分担し、密接に連携することが望まれる」と記載しております。</p>
-	<p>生物多様性に配慮した調達、流通、消費及び資源循環の構築および生物多様性への理解の醸成と行動変容の促進の一環として、菜食の促進や代替肉の推進を盛り込んでいただきたいです。</p>	<p>今後増大が見込まれタンパク質源等の需要や、気候変動、生物多様性保全など地球環境への負荷低減に対応するためには、食料を効率よく持続可能な方法で生産することが必要です。 そのため、植物や昆虫などの様々なタンパク質源を活用した食品等の開発・販売やICT等を用いた畜産・養殖業の環境負荷低減への取組などを進めています。 これらの取組により地球環境の負荷低減とタンパク質源等の食料供給の増大の両立を図っていきます。</p>
-	<p>アニマルウェルフェア 鶏の平飼いの卵は、鶏にとってもストレスが少なく、実際にとっても美味しいです。</p>	<p>我が国においては、バタリーケージを含む多様な飼養方式で鶏が飼養されており、飼養方式それぞれにおいてアニマルウェルフェア上のメリット・デメリットがあると考えています。アニマルウェルフェアは、家畜を快適な環境下で飼育し、家畜のストレスや疾病を減らす取組であり、国としても、その推進は重要だと考えており、今後とも、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理を普及・推進してまいります。</p>
-	<p>食品廃棄物の利用については、ナトリウム、塩素、硫黄の土壌における増加について気を付けるべきと考える。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
-	<p>合成生物学や細胞農業、精密培養、フードテックなど新しいバイオテクノロジーに関する記述がない。新しいバイオテクノロジーが生物多様性にどのような影響をもたらすのか予測できない部分が少ない。したがって「新しいバイオテクノロジーについては予防原則に基づき慎重に進めるとともに、ホライゾンスキャニングなどの手法で得られるあらゆるリスクについても配慮すべきである」と記述すべきである。</p>	<p>フードテックの推進にあたり、生物多様性保全など地球環境への負荷低減を実現することを目指しており、新しい技術の導入による環境への影響に配慮してまいります。</p>